

通使用料金ノ三分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ

第四條 使用料金年額十二錢未滿ノモノハ十二錢ト爲スペシ

第五條 使用期間一年未滿ニシテ使用料金十錢未滿ノモノハ十錢ト爲スペシ

第六條 水道管、瓦斯管又ハ電線等ノ施設物取附ノ爲建物、工作物其ノ他ノ物件ヲ使用セシムル場合ハ之ヲ使用セズシテ其ノ施設物ヲ施設スル場合ニ要スペキ費額ヲ算出シ其ノ費額ニ對スル年三分ニ當ル金額ヲ以テ其ノ使用料金ト爲スペシ

第七條 鐵管、土管類埋設ノ爲土地ヲ使用セシムル場合ノ地積ハ埋設物ノ最大水平幅ヲ敷地幅ト看做シテ計算スペシ
幅〇・一米未滿ノモノハ〇・一米ト爲スペシ

第八條 電柱、支柱及支線敷ニ付テハ各別ニ其ノ地積ヲ計算スペシ

第九條 使用地積ニ於テ一平米未滿ノ端數ハ一平米ニ切上クベシ

第十條 鐵道財產ハ左ノ各號ノ一一該當シ且省事業ノ必要上管理換又ハ譲渡シ得ザル場合ニ限り無償使用ヲ爲サシムコトヲ得ルモノトス

第一帝室用又ハ官廳用トスル場合

第二寄附地ヲ寄附者又ハ其ノ相續人其ノ他ノ包括承繼者ニ使用セシムル場合

第三停車場又ハ廳舍、官舍附近ニ於テ公共用ノ消防設備施設ノ爲ニ使用セシムル場合

第十一條 使用期間ハ左ノ通トスペシ更新スル場合亦同ジ

第一無償使用セシムル場合ハ十年以内

第二前號以外ノ場合ハ三年以内

第十二條 本心得ハ貸付ノ場合ニ之ヲ準用ス

附 則

從來ノ承認ハ期間満了後本心得ニ依リ處理スペシ

左記通牒ハ自今消滅シタルモノトス

一明治四十二年運第三五九七號（土地貨貸使用料率其ノ他ニ關スル件）及同備考

一大正二年技第七七一號（橋梁其ノ他建造物利用承認ノ場合料金徵收方ノ件）

一大正十五年工第四〇九號（用地使用期間ニ關スル件）

國防力の要素 (三)

＝混合要素＝

經濟、技術、武力、通信等の力の総合である。生産貿易配給等を調整し第一線乃至國內諸機能の充分なる發揮を圓滑にし、科學、武力、通信、運輸、宣傳をより良く整備して、國家國民の總力を最高目標に統一集合せしめることが極めて重要なことである。

貨物關係經濟調査ニ關スル件

昭一三、二七〇
札運貨二七三

貨物取扱各驛ハ左記ニ依リ貨物關係經濟調査ヲ施行シ運輸事務所長經由運輸部長ニ報告相成度
追而昭和十年二月廿三日札運貨第二〇五號特產物並重要貨物數量調査ノ件ハ之ヲ廢止ス
記

一 貨物發送總數及運賃調

(イ) 調査品名

- (農產物) 燕麥、豆類、亞麻莖、藁、牧草、米糠、馬鈴薯、玉葱、生大根、百合根、除虫菊、取卸薄荷、馬鈴薯澱粉、澱粉
粕
- (林產物) 榫材、枕木、電柱、ベニヤ板、ベニヤ用板材、經木、鉛筆村、屋根桟、箱板、地竹
- (水產物) 鯉、鰐、鮭、鱈、鰐、鰐、鱈(以上ハ鮮、鹽、乾別トス) 鮮鮭、鮮鮎、烏賊、章魚、鰐、乾貝柱、明太魚、身欠鮓、
魚卵、乾鮓、昆布、魚粉、醣油、鮫油、鮫粕、鰐粕、貝灰
- (畜產物) 純羊、牛乳、煉乳、バター、クリーム
- (礦產物) 鐵鑛、マンガン鑛、クローム鑛、硫黃、重油、割栗石、玉石、開知石
- (工產物) 鋼鐵、鐵製品、鐵屑、過磷酸石灰、硫安、火藥類、新聞捲取紙、ピッチ、板硝子、コンクリート管、軌條、亞麻
布、農具、空罐、空瓶、燒酎、魚介類罐詰、野菜果物罐詰、麵類、蒲鉾
- (其ノ他) 引越荷物、櫈櫈

(ロ) 調査方法

前項品名ニ付各驛ハ別表第一號表ニ毎日記載シ、三箇月毎ニ集計シ別表第二號表ヲ作成スルコト
次ノモノハ調査スルニ及バズ

省用品
無貨扱

二品以上ヲ一口トセルモノ

小口扱（宅扱、小口扱及越扱ノ合計）ニシテ年間發送一〇越以下ノモノ及貸切扱ニシテ年間發送一〇〇越以下ノモノ

綿羊ハ越數ノ上ニ括弧ヲ附シ頭數ヲ記入スルコト

二 特殊調査

（イ）調査事項

品名別生産越數及出廻狀況

荷造、重量及容積

價格及取引狀況

勞銀

工場、會社及組合等ノ狀況

貨物自動車運輸狀況

港灣情勢（函館、手宮、留萌、本輪西、室蘭、濱釧路、根室、稚内、濱網走ノ各驛ニ限ル）

沿岸船舶運輸狀況

其他驛勢圈内ニ於ケル貨物關係事項

（ロ）調査方法

本調査ハ必要ノ都度別途通牒ヲ發シ施行スルコトトス

三 報告方

第二號表ハ毎年七月、十月、一月及四月ノ十五日迄ニ報告スルコト

第三號表ハ其ノ都度通牒ヲ以テ定ム

第一號表ハ必要ニ應ジ提出セシムルコトアルベキニ付之ヲ整理シ保存スルコト

様式

第一號表 月貨物發送越數及運賃調日計表

（品名）

種別 日	越 數				運 賃				主要 著驛	
	宅扱 (庭)	小口扱 (庭)	越扱	貸切扱	計	宅扱	小口扱	越扱	貸切扱	
1 (以下10迄中略)										
旬計										
11 (以下20迄中略)										
旬計										
21 (以下31迄中略)										
旬計										
月計										

備考 越未滿及圓未滿ノ端數ハ月計ニ於テ四捨五入スルコト、省用品、無貨扱二品以上ヲ一口トセルモノ、小口物（宅扱、小口扱及越扱ノ合計）ニシテ年間10越以下ノモノ及貸切扱ニシテ年間100越以下ノモノハ調査ノ要ナシ

第二號表 貨物發送越數及運賃調報告

昭和年(四分一、四分二)半期分
(四分三、四分四)

驛長

品名	越 數				運 賃				主要 著驛	
	宅扱	小口扱	越扱	貸切扱	計	宅扱	小口扱	越扱	貸切扱	
(中略)										
其他										
(合計)										

備考 每年度七月、十月、一月、四月ノ四回報告ヲ要ス

第三號表 貨物關係特殊調査報告

驛長

品名	種別 年間生 産越數	一 箇 ノ				取引狀況 (1)勞銀。(2)工場會社組合等狀況。 (3)貨物自動車運輸狀況。(4)港灣情 勢。(5)沿岸船舶運輸狀況。(6)其 他驛勢圈内ニ於ケル貨物關係事項 ()	
		荷造	重量	容積	價格		
(以下省略)							

備考 本調査ハ別途通牒ニ依リ施行スルモノトス、不要欄及文字ニハ斜線ヲ引クコト

米ノ受託數量調査ニ關スル件

昭七、一〇
通報

米穀統制法施行規則ニ依リ農林省ニ於テハ毎年一定日ヲ期シ全國的ニ米ノ現在調査ヲ施行スルコトナリタルヲ以テ之ニ齊スル為各驛所（釜山及大泊港營業所ヲ除ク）取扱ニ係ル米ノ受託數量ヲ左記ニ依リ調査報告スペシ

一 調査日 每年二月、四月、六月、七月、八月及十月ノ各末日（日別ハ收入報告別ニ依ル）

二 調査及報告責任者 各驛長（自動車線ニ在リテハ驛務掛）

三 調査方法 各驛所ハ當日自驛所受託ニ係ル米ノ數量ヲ報告書様式ニ定ムル區別ニ依リ調査スルコト

口 運送狀又ハ通知書面ニ依リ產米別又ハ種類別不明ナルトキハ推定ヲ以テ報告スルノ外ナキモ當日受託ニ係ル米ハナルベク本調査ノ目的ニ適合スル樣品名ヲ記載セシムルコト

ハ 自動車線ニ於ケル業務委託驛ニ他被管理驛ニ在リテモ調査ハ各驛別ニ之ヲ行フコト

二 受託前又ハ引渡後貨物上家ニ留置中ノモノ及到著荷卸後引渡前ノモノハ農林省調査員ニ於テ直接調査スルコトニカリ居レルヲ以テ之ニ對シテハ相當便宜ヲ與フルコト

本右以外ノ事項ニ付テハ報告書式紙ニ附記シタル「注意」ヲ參照ノコト

四 報告書

イ 報告書ハ二通作成シ内一通ヲ控トシ他ノ一通ヲ翌月五日迄ニ運輸事務所ニ提出シ、運輸事務所又ハ鐵道局出張所長ハ取扱メ產米別及種類別ノ集計表ヲ作成ノ上同月十日迄ニ到著スル様直接運輸局貨物課ヘ送付スルコト

口 報告書ノ様式ハ左ノ通トシ、其ノ式紙ハ別途配布ス

月末日米穀受託數量報告書					
產米別 種類別	粗		米		所在道府縣名 驛所名
	玄	(匁)	白	(匁)	
内 地 米					
朝 鮮 米					
臺 湾 米					
外 國 米					
計					
備 考					

（1）本調査ハ毎年二月、四月、六月、七月、八月、十月各末日ニ之ヲ行フモノトス
 （2）重量ハ實重量ヲ記載スルコト但シ標準重量ノ定アルモノハ其ノ重量ヲ實重量ト看做スコト
 （3）屑米及荷粉米ハ之ヲ計上せザルコト
 （4）各調查日ニ受託シタルモノト雖翌報ハ之ヲ除外シ其ノ前日ノ翌報
 （5）當日收入報告ヲ爲スモノトハ按種別、有質無質ノ別等ニ拘ハラズ
 之ヲ計上スルコト

米ノ移動調査ニ關スル件

昭八、一
通報

米穀統制法施行規則第四十四條ニ依ル米穀ノ移動調査ハ左記各號ニ依リ之ヲ行フベシ

一 各驛所（以下驛ト稱ス、釜山及大泊港營業所ヲ除ク）ハ其ノ受託及引渡ニ係ル米穀ノ中左記ニ該當スルモノニ限り發著各別ニ調査スルコト

イ 荷送人又ハ荷受人名ガ眞貨主ナルモノ（荷送人名ノミガ眞貨主ナルモノハ著驛ニ於テ、又荷受人ノミガ眞貨主ナルモノハ發駆ニ於テ孰レモ調査ヲ要セズ）

口 當該道府縣外發著ノモノ

二 調査ハ昭和八年十一月一日以降毎月之ヲ行ヒ翌月八日迄ニ左記様式ノ申告書ヲ作成スルコト

三 調査事項ハ發著驛名、產地、銘柄、種類別及數量トス但シ產地ハ内地玄米及内地白米、又銘柄ハ内地玄米ニシテ孰レモ其ノ明

力ナルモノニ限ル

四 申告書ノ記入方ハ同様式ノ「注意」ニ掲タルモノノ外產地ハ其ノ道府縣名ヲ、又銘柄ハ左ノ標準ニ依リ記載スルコト

道府縣名 產地及銘柄

本石、仙南 本庄、地廻、仙北

庄内山居、庄内鶴岡、庄内縣檢、村山

磐城、岩代、會津 尾張、三河

湖北、湖東、湖南 山城、丹波、丹後

播州、丹波、攝津、淡路、但馬

兩備、美作 豊前、筑前、筑後

城北、城南、城東 宇佐、豐後

其ノ道府縣名ニ同ジ

五 申告書ハ翌月八日迄ニ地方長官ニ於テ指定シタル米穀移動調査係員ガ取集ヲ爲ス旨ニ付其ノ際之ヲ交付スルコト

六 申告書式紙ハ別途鐵道局ヲ經テ之ヲ配付ス

七 米穀受託驛ニ於ケル運送狀、通知書ノ品名記載方ハナルベク本調査ノ目的ニ適合セシムルコト

(參照)

米穀統制法施行規則(昭和八年十月農林省令第二十號)抜萃

第四十四條 運送取扱營業者ハ其ノ取扱ヒタル米穀ニシテ道府縣ヨリ他ノ道府縣ニ移入シタルモノニ付毎月ノ數量ヲ様式第四號ニ依リ地方長官ニ申告ヲ爲スベシ直接運送ノ引受ヲ爲シタル運送營業者(船舶ニ依ル

運送營業者ヲ含ム)ニ付亦同ジ
内地ヨリ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ移出セラレ又ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ヨリ内地ニ移入セラルル米穀ニ付テハ移出ノ場合ニ在リテハ船積ヲ爲シタル運送取扱營業者又ハ運送營業者、移入ノ場合ニ在リテハ陸揚ゲヲ爲シタル運送取扱營業者又ハ運送營業者ニ於テ其ノ數量ヲ前項ノ規定ニ準ジ申告ヲ爲スベシ離島又ハ特殊ノ地域ヨリ他ノ道府縣ニ移出セラレ又ハ他ノ道府縣ヨリ當該地域内ニ移入セラルル米穀ニ付テハ地方長官ハ船積又ハ陸揚ヲ爲シタル運送取扱營業者又ハ運送營業者ヲシテ前項ノ規定ニ準ジ申告ヲ爲サシムルコトヲ得
(様式省略)

繭及生絲ノ受託數量調査ニ關スル件

通一二、一一報

絲價安定施設規則ニ依リ農林省ニ於テハ毎年一定日ヲ期シ全國的ニ繭及生絲ノ現在高調査ヲ施行スルコトナリタルヲ以テ之ニ

資スル爲各驛(釜山及大泊港ヲ除ク)取扱ニ係ル繭及生絲ノ受託數量(貨物、小荷物共)ヲ左記ニ依リ調査報告スベシ

記

一、調査日

イ、繭 每年二月、五月及十一月ノ各末日

ロ、生絲 每年五月末日

三、調査方法

イ、各驛ハ當日自驛受託ニ係ル繭及生絲ノ數量ヲ報告書様式ニ定ムル區別ニ依リ調査スルコト

ロ、不明ノ點ハ推定ヲ以テ報告スルノ外ナキモ成ル可ク本調査ノ目的ニ適合スル様申告セシムルコト

ハ、自動車線ニ於ケル業務委託驛其ノ他被管理驛ニ在リテモ調査ハ各驛別ニ之ヲ行フコト

ニ、受託前又ハ引渡後貨物上家ニ留置中ノモノ及到着荷卸後引渡前ノモノハ調査員ニ於テ直接調査スルコトニナリ居レルヲ以

テ之ニ對シテハ相當便宜ヲ與フルコト

ホ、有以外ノ事項ニ付テハ報告書用紙ニ附記シタル「注意」ヲ參照ノコト

四、報告

イ、報告書ハ二通作成シ内薄葉ヲ控トシ厚葉ヲ翌月四日迄ニ運輸事務所又ハ鐵道局出張所ニ提出シ、運輸事務所又ハ鐵道局出

張所ハ府縣別ニ取經メ同月九日迄ニ到着スル様直接運輸局貨物課宛送付スルコト

ロ、報告書ノ様式ハ左ノ通トシ、其ノ用紙ハ別途配布ス

(様式省略)

荷主懇談會ニ關スル件

昭六、四
札運貨二一九

産業ニ關スル各種ノ組合員其ノ他鐵道ヲ利用スベキ荷主ニ對シ鐵道貨物運送ノ特質、便益ヲ強調シテ積極的ニ經濟社會ニ進出シ荷主ノ希望、要求ヲ聽取シ之ニ依リ貨物ノ移動狀態ヲ知リ輸送計畫ニ資スル目的ヲ以テ左記ニ依リ荷主懇談會開催相成度

記

- 一 主催者 各驛長トス但二驛以上其催スルコトヲ得
- 二 開催時期 各驛長隨時開催スベキモ本會設置ノ目的ニ隨ヒ成可當該驛主要貨物ノ輸送開始前ガルコト
- 三 懇談事項 本會設置目的ノ範圍内ニ於ケル貨物運送ノ全般ニ及ブモノトス
- 四 荷主懇談會記錄簿 各驛長ハ報告方ト同一內容ヲ有スル荷主懇談會記錄簿ヲ調製シ置キ會ノ狀況及問題ノ經過ヲ記録スルコト
- 五 報告方 開催ノ都度各驛長ハ次ノ内容ニ依リ運輸事務所經由運輸部宛報告スルコト
- イ 主ナル出席荷主及員數

荷主懇談會開催ニ關スル件

昭六、四
札運貨二一九

ロ 會ノ狀況

ハ 荷主ノ希望及要求事項但運輸部並運輸事務所ニ於テ手配ヲ要スル事項ナルトキハ其ノ旨附記スルコト

- 昭和六年四月七日札運貨第二一九號通牒ニ依ル荷主懇談會ハ客年以來實施セルモノヲ其ノ儘成文ニ表シ基準ヲ明白ニセルニ過ギザルモノニシテ各驛ニ於テハ從來ノ方法ニ依リ開催スベキモノナルモ特ニ次ノ事項ニ注意スルヲ要ス
- 一本件ハ貨客案内ニ關スル件ト相呼應シテ出貨誘致貨物取扱宣傳ニ資スルコト
- 二 目的ハ出貨誘致ニ在ルヲ以テ自驛ニ於ケル貨物輸送狀況其ノ他ヲ荷主ニ周知セシムルコトハ勿論、荷主ノ要求ヲ待ツ迄モナク進ンデ具體的ニ出貨數量ノ增加輸送距離ノ增加等ニ付懇談スルコト
- 三 荷主ノ希望、要求ニ關シテハ懇切叮嚀ニ説明スルト共ニ苟クモ席上確答シ得ザル事項ニ關シテハ詳細報告スルト同時ニ之ヲ荷主懇談會記錄簿ニ記録シ置キ問題ノ經過ヲ明瞭ナラシムコト
- 四 各驛長ハ一般荷主ニ對シ本會設置ノ趣旨ヲ周知セシムルト同時ニ商工會議所、商工會其ノ他各種ノ公共組合ト連絡ヲ保チ本會開催ノ便宜ニ資スルコト
- 五 貨物ノ輸送ニ就テハ指定店ト關係ヲ有スルコト多キヲ以テ本會開催ニ當リテハ其ノ出席ヲ求メ懇談ニ參加セシムルコト
- 六 開催ノ回數ハ出貨ノ狀態、荷主ノ都合ニ依リ可成多クスルコト
- 七 荷主ノ要求希望等ニシテ手配ヲ要スベキモノニツキシハ取急ギ其ノ旨報告スルコト

貨客案内ニ關スル件

昭七、一六六
札運貨一六六

依命通牒

貨客案内ニ關スル件次ノ通定ム

- 一 貨客案内（以下擔當者ヲ單ニ案内掛ト稱ス）ハ一般荷主公衆ニ對シ旅客、貨物運送ニ關スル智識ヲ普及セシメ、利
用者ノ利便ヲ増進シ、客貨ヲ誘致スルコトヲ目的トス
- 二 案内掛活動ノ區域ハ運輸事務所ヲ單位トシ運輸事務所長之ヲ數區ニ分子、一區ニ一名乃至數名ノ案内掛ヲ指
定スルモノトス
- 三 前項ノ指定ヲ爲シタルトキハ其ノ區域並氏名ヲ運輸部長ニ報告スベシ
- 四 案内掛ハ左ノ事項ヲ擔當スルモノトス
 - イ 鐵道旅客、貨物運送ニ關スル諸規則、旅行、小運送並指定店等ニ關シ公衆ニ說明シ、質問ニ應ジ又ハ學校、
大荷主、製造業者等ヲ訪問シテ懇切叮嚀ニ案内スルノ外公衆ト接觸スル會合ノ機會ヲ利用シテ不案内ナル事
項ニツキ周知セシムルノ方法ヲ採ルコト
 - ロ 擔當指定區域内ニ於ケル驛勢圈内ノ名勝遊覽地ノ狀況、沿革、金融事情、貨物ノ資源、主要貨物ノ消流移動
狀況並主要產業ノ發達、沿革等ヲ調査スルコト
 - ハ 團體季節割引其ノ他旅客誘致上ノ計畫、自驛發著主要貨物運賃表其ノ他ノ參考資料ヲ調製シ必要ノ向ニ配布
宣傳スルコト
 - 二 學校、商工會議所、商工會及各種ノ產業組合其ノ他ノ團體ト常ニ連絡ヲ圖ルコト
 - 四 案内掛ハ擔當指定區域内ノ驛長ノ命ヲ受ケ活動スルモノトシ其ノ運用ニ就テハ在勤驛驛長ニ於テ關係驛長ト打
合セノ上決定スベシ
 - 前項ニ依リ活動シタル結果ハ之ヲ關係驛長ニ報告スルト共ニ其ノ要領ヲ記錄簿ニ記載シ置クモノトス
 - 記錄簿ハ各驛ニ備付クベシ

貨車入換並貨物積卸用ウキンチ車使用
承認ノ件

昭一〇、五
札達甲一二八

左記驛構内ニ於テ貨物入換並貨物積卸用ウキンチ車使用ニ關シ各下記ノ者ニ對シ別記條項ニ依リ承認シタルニ付其ノ
取扱ヲ爲スヘシ

承認書條項第四號及第六號ノ處置ハ所管運輸事務所長ニ於テ之カ手配ヲ爲スベシ

足 寄 驛 指定店 諸星宗輔

驛案内掛記錄簿			
訪問月日	月 日	訪問箇所	
驛名及距離	驛ヨリ約	料	訪問先、職業、生 産又ハ取扱貨物名
記事			

本別驛	同	竹原善次郎
丸瀬布驛	指定店	佳友合資會社鴻之舞鑄業所
茅室驛	中村豐助	
潟川驛	同	鈴木章司
士別驛	同	山口要
栗山驛	同	株式會社栗山運送社

記

貨車入換並貨物積卸用ウキンチ車使用承認ノ件

昭和、年、月、日付、、線、、驛構内ニ於テ貨車入換並貨物積卸用自動ウキンチ車使用方願出ノ件ハ左記條件ニ依ルノ外鐵道諸規則ヲ遵守シ且ツ當該驛ノ作業ニ支障ナキ場合ニ限り使用承認可致候間本書全文記載ノ請書提出相成度

- 一 自動ウキンチ車（以下單ニウキンチ車ト稱ス）ニ依ル貨車入換貨物積卸作業ハ出願者ニ於テ當該驛長ノ指揮ニ從ヒ之ヲ行フモノトス
- 二 ウキンチ車ニ依リ入換作業ヲ爲ス場合ハ左記各項ヲ遵守スルモノトス
- 一 貨車ノ牽引ハ一回二輛以内運轉速度ハ一時間十二軒ヲ超エサルコト
- 一 牽引貨車制動機取扱ノタメ出願者ニ於テ制動取扱者ヲ附添ハシムルコト
- 一 ポイントヲ挟ミ分岐線内ノ貨車出入ハウキンチ車ヲ以テ爲ササルコト
- 一 貨車ノ突放ヲ爲ササルコト
- 一 車輪部ニ撒砂ヲ爲ササルコト

三 ウキンチ車ニ依リ貨車積卸ヲ爲ス場合ハ左記各項ヲ遵守スルモノトス

- 一 貨物ノ積卸ハ貨物積卸線以外ニ於テ之ヲ爲ササルコト
- 一 軌條及枕木ニ「チエーンブロツク」ヲ掛けサセルコト

一 省用地内ニ「チエーンブロツク」取付用杭打其ノ他ノ施設ヲ爲サントスルトキハ保線區長ノ指示ヲ受クルコト

一 軌條把握器トウキンチ車連結環トノ水平距離ハ一・五米以上トシ之ヨリ縮小セサルコト

一 軌條面上ウキンチ車連結環マテノ高サハ六五〇耗以下トシ之ヨリ高クセサルコト

四 ウキンチ車ノ操縦者ハ運轉取扱方ニ關シ當局ノ試験ニ合格シタル者ニシテ且ツ當局ノ承認ヲ得タルモノナルコトヲ要ス

五 ウキンチ車ノ使用ヲ中止シ又ハ使用ヲ終リタルトキハ線路ヨリ取外シ銷錠シ置クモノトス

六 省ニ於テ必要アリト認メタル場合ハウキンチ車ノ検査ヲ爲シ得ルモノトス此ノ場合ニ於ケル費用ハ出願者ニ於テ負擔スルモノトス

七 ウキンチ車使用ニ依リ軌道保守費ヲ增加セシムル事情生シタル場合ハ保守費徵收ノ協定ヲ爲シタル上使用セシムルモノトス

八 ウキンチ車使用ニ因リ貨物、車輛其ノ他ニ對シ損害ヲ及ボシタル場合ハ出願者ニ於テ之カ負擔ヲ爲スモノトス
九 出願者ニ於テ前各項ノ一ニ背反シタルトキ若ハ省ノ作業上支障アルトキハ何時ニテモ其ノ使用ヲ停止シ又ハ承認ヲ取消スコトヲ得ルモノトス此ノ場合ニ於テ出願者ニ損害ヲ及ボスコトアルモ省ハ一切其ノ責ニ任セサルモノトス

十 本承認ノ期間ハ昭和十年五月二十八日ヨリ昭和十一年三月三十一日迄トス但シ期間ノ末日一箇月前述ニ何等ノ承知ヲ爲ササルトキハ承認ヲ次ノ一箇年繼續スルモノトス以後ノ期間ニ付亦同シ

ロコモチブ起重機及移動ジブ起重機運轉取扱手續

昭五、八
札達甲、二四一

第一條

本手續ニ於テロコモチブ起重機及移動ジブ起重機（以下特ニ必要アル場合ヲ除キ單ニ起重機ト稱ス）トハ走行裝置ヲ具備シ普通車輛ニ準ジ列車ニ連結シテ運轉セシメ得ルモノヲ謂ア

第二條

起重機ハ列車ニ連結セズシテ停車場外本線路ヲ運轉スルコトヲ得ズ但シ線路不通トナリタル區間ニ在リテハ此ノ限りニ在ラズ

第三條

ロコモチブ起重機ヲ操縦シテ運轉スル場合ハ車輛ノ入換ニ準ジ取扱フベシ但シ其ノ速度ハ一時間十軒ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四條

起重機ノ廻送ハ貨物列車ニ依ルヲ通例トシ貨物列車ノ當時運轉セザル區間ニ在リテハ混合列車ニ依ルコトヲ得

第五條

起重機ヲ廻送スル場合當該列車ノ後部ニハ補助機關車ヲ使用スベカラズ

第六條

起重機ヲ廻送セムトスキハ検車掛（検車掛在勤セザル箇所ニ在リテハ駆長）ニ於テ輸送上支障ナキ機械ノ保持ニ付確

認スベシ

註 昭和三年十二月五日注意ロコモチブ起重機ヲ列車ニ連結シ廻送ノ場合取扱ノ件昭和九年十二月二十七日注意移動ジブ起重機ヲ列車ニ連結シ廻送ノ場合取扱方ノ件參照

第七條

起重機ヲ廻送又ハ第二條但書ニ依リ運轉セムトスキハ運輸事務所長ニ於テ之ヲ指定スベシ

第八條

ロコモチブ起重機附屬水槽車及油槽車ノ廻送ニ付テハ貨車ニ準ズルモノトス

第九條

起重機ハ検車區長ニ於テ四十日以内毎ニ走行部ノ検査ヲ爲スベシ

第十條

使用停止中ノモノニ在リテハ前項ニ依ラザルコトヲ得但シ其ノ使用ニ先チ走行部ノ検査ヲ爲スベシ廻送ノ場合亦同ジ

検車區長前條ノ検査ヲ爲シタルトスキハ客貨車仕立検査ニ準ジ検査證ヲ表示スベシ

ロコモチブ起重機使用注意の件

昭五、一
記

ロコモチブ起重機使用中起重機が顛倒したこと及ブームが折損した事實があります爾今起重機を使用する際は左記各項に注意して下さい

一 起重機の顛倒は次の原因に依る

イ 回轉半徑に比し過大なる荷物を捲揚げたること

ロ 臺枠に取付けある安定用支持梁アウトリツガトの下部に適當な臺木を置かなかつたこと若は置き方が不完全であつたことハ 地盤が脆弱でロコモチブ起重機の使用に堪へなかつたこと

取扱者は常に之等の點に注意し地盤の脆弱な場所では地盤を強固にしたる後使用することとし尙レールクランプ及臺木は完全に取付けること

二 ブーム折損は次の原因に依る

イ 重量大なる荷物を捲下すのに捲揚胴の制動機を弛める方法に依つた爲めブームに大なる衝動を與へたこと

ロ 軌條の如き長尺物を取扱中荷物が回轉してブームに衝き當り之を破損したること

一般輕量品の捲下しは捲揚胴の制動機を弛めるのであるから重量大なる荷物の場合には機關を逆回轉して行はねばならぬ

又軌條の如き長尺物を取扱ふときはロープを長物の兩端に結付け其の回轉を防ぐこと

貨物積卸機貨主操縦取扱手續

昭五、四
札達甲、三〇四

第一條 貨物運送規則第三十條ニ依リ貨物積卸機（手動ノ起重機及荷役ヲ除ク）ノ操縦ヲ貨主ヲシテ負擔セシムル場合ハ本手續ニ依リ取扱フベシ貨物積卸機ニシテ蒸氣ヲ動力トスルモノ及貨物運送規則以外ニ別ニ使用料金ノ定メアルモノハ貨主ヲシテ其ノ操縦ヲ爲サシムルコトヲ得ズ

第二條 貨物積卸機ノ操縦ヲ爲サムトスル者ハ左記様式ノ貨物積卸機操縦許可願ヲ當該駆長ニ提出スルモノトス

貨物積卸機操縱許可願 (用紙和紙半紙型)

三錢收
入印紙

現住所
氏名
年齢

氏

名印

私儀(右ノ者)何驛構内設備ノ何機械操縱致シ度ニ付御審査ノ上許可被成下度御許可ノ上ハ(同人ノ身上ハ勿論)機械操縱ニ關シ貴省ニ損害ヲ及ボシタルトキハ(拙者ニ於テ引受ケ)賠償ノ責ニ任ジ聊モ御迷惑相掛申間敷荷構内入場中ハ鐵道ノ諸規則堅ク遵守可致此段及御願候也

年月日

(何々店主)

氏

名印

鐵道局長嚴

備考 第六條ニ依リ使用人ノタメ許可ヲ申請スル場合ハ括弧内ノ通訂正追加スルコト

第三條 驛長ニ於テ前條ノ貨物積卸機操縱許可願ヲ受理シタルトキハ別ニ定ムル驛設備貨物積卸機操縱者資格審査規程ニ依リ之ヲ處理スベシ

第四條 第二條ノ出願者ニシテ鐵道ニ於テ貨物積卸機ノ操縱ヲ爲サシムルニ適當ナリト認タルトキハ左記様式ノ貨物積卸機操縱許可證ヘ以下單ニ許可證ト稱ス)ヲ交付ス

本札

表巾
五
面
縦
九
輕

第
號
年
月
日
鐵
道
局

第五條

第一條第一項ノ貨物積卸機ハ前條ノ許可證ヲ有スル者ニ非ザレバ之ヲ操縱スルコトヲ得ザルモノトス

第六條

貨主ハ自己ニ代リ貨物積卸機ノ操縱ヲ爲サシムル爲其ノ使用人ニ對シ第二條ノ許可ヲ申請スルコトヲ得此ノ場合其ノ使用

人ノ行爲ニ付テハ貨主ニ於テ其ノ責ニ任ズルモノトス
第七條 貨物積卸機ノ操縱者ハ驛設備貨物積卸機操縱其ノ他鐵道ニ關スル諸規則ヲ遵守スルノ外當該驛長ノ指揮監督ヲ受タルモノトス

第八條 驛長ハ常ニ機械ノ使用狀態並操縱上指示シタル事項ニ付之ガ遵守ノ狀態ニ注意シ設備並作業ノ保全ヲ期スルト共ニ使用ノ便利ヲ計ルベシ

第九條 許可證ヲ有セザル貨主ハ驛長ノ承認ヲ受ケ他ノ許可證ヲ有スル者ヲシテ自己ニ代リ機械ノ操縱ヲ爲サシムルコトヲ得

第十條 貨物積卸機ノ操縱者ガ故意又ハ過失ニ因リ他人ニ危害ヲ及ボシ又ハ機械、車輛、船舶其ノ他省ニ對シ損害ヲ及ボシタルトキハ該操縱者ニ於テ其ノ損害ヲ負擔スルモノトス前條ニ依リ他人ノ爲機械ノ操縱ヲ爲シタル場合亦同ジ

前項ノ場合ニ於テ操縱者ガ貨主ノ使用人ナルトキハ其ノ屬スル貨主ニ於テ其ノ損害ヲ負擔スルモノトス

第十一條 機械操縱上事故ヲ惹起シ省ニ損害ヲ及ボシタル時ハ驛長ハ應急處置ヲ施シ直ニ其ノ狀況ヲ主管運輸事務所長及工場長ヲ經テ鐵道局長ニ報告スベシ

驛設備貨物積卸機操縱者資格審査規程

昭五、四
達三〇五

第一條 貨物運送規則並貨物積卸機貨主操縱取扱手續ニ依リ貨主ヲシテ驛設備ノ貨物積卸機ヲ操縱セシムル場合ハ本規程ニ依リ豫メ其ノ操縱者ノ資格ヲ審査スベシ

第二條 左記機械操縱者ハ主管運輸事務所長ノ指定シタル當務者ノ指示ニ依リ二週間以上當該機械ヲ取扱ヒ所定ノ必修事項ヲ修得シ操縱上支障ナシト認メタル者ニ就キ甲種機械ハ鐵道局長、乙種機械ハ運輸事務所長ニ於テ之ガ許否ヲ定メ驛長ニ通告シ驛長ニ於テ其ノ許可證ヲ交付スルモノトス但シ前記ノ期間ハ當務者ノ見込ニ依リ之ヲ短縮スルコトヲ得

一 機械種別並機械名

甲種機械

電動又ハガソリンロコモチブクレーン

埠頭起重機

天井移動起動機 (機體ニ運轉臺ヲ有スルモノ)

ガントリークレーン (同上)

乙種機械

テルフアード

(座乗式)

コンベーヤー

(機體ニ運轉臺ヲ有セザルモノ)

ガントリークレーン (同上)

二 必修事項

一 運轉方法

二 構造ノ一般概念

三 機械各部ノ調整並給油方法

四 點検方法

五 清掃方法

六 危険ナル點ニ對スル注意事項

第三條 左記機械ノ操縦者ハ當該機械ノ運轉並給油方法ヲ修得シ操縦上支障ナシト認メタル者ニ就キ驛長之ガ許否ヲ定メ許可證ヲ交付スベシ

ジブクレーン

(座乗式ニアラザルモノ)

第四條 操縦ノ許可ヲ受ケタル者左記各號ニ該當スル場合ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

- 一 重大ナル事故ヲ發生セシメタルトキ
- 二 操縦ノ成績不良ニシテ機械ノ操縦竝保守上不適當ト認ムルトキ
- 三 操縦心得ヲ遵守セズ又ハ驛長ノ指示ニ從ハザルトキ

第五條 本規程實施ノ際現ニ一箇月以上機械ノ操縦ニ從事セル者ハ當該機械ニ就キ本規程ノ審査ヲ經タル者ト看做スコトヲ得

附 則

第六條 貨主ニ於テ驛設備貨物積卸機ノ操縦スル場合ハ本心得ヲ遵守スベシ
合ハ 本規程ニ準ジ驛長ニ於テ其操縦者ノ資格ヲ審査シテ之ガ許否ヲ定ムルモノトス

驛設備貨物積卸機操縦心得

昭五、四

- 第一條 貨主ニ於テ驛設備貨物積卸機ノ操縦スル場合ハ本心得ヲ遵守スベシ
- 第二條 機械ハ操縦ノ許可ヲ受ケタルモノニ非サレバ之ヲ操縦スルコトヲ得ズ
- 第三條 操縦者ハ操縦ノ際常ニ操縦許可證ヲ携帶スベシ
- 第四條 驛長ハ必要ニ應ジ機械ノ操縦ヲ停止セシムルコトアルベシ
- 第五條 操縦者ハ操縦ノ際常ニ操縦許可證ヲ携帶スベシ
- 第六條 機械ハ別ニ定ムル機械取扱要項ニ従ヒ叮嚙ニ操縦シ左ノ各號ヲ遵守スベシ
- 第七條 機械ハ先ダチ給油狀態並機械各部及吊具ヲ點検シ操縦上支障ナキヲ確認スルコト
- 第八條 操縦開始ニ先ダチ給油狀態並機械各部及吊具ヲ點検シ操縦上支障ナキヲ確認スルコト
- 第九條 機械ハ叮嚙ニ取扱ヒ貨物、車輛、船舶ヲ損傷セズ其ノ他人ニ危害ヲ加ヘザル様周囲ニ注意スルコト
- 第十條 機械ハ他ノ貨主ノ使用ヲ妨ゲザル様敏活ニ操縦スベシ
- 第十一條 機械ノ使用ヲ了リタルトキハ直ニ其ノ旨驛長ニ報告シ其ノ指示ヲ俟ツベシ
- 第十二條 機械附屬ノ器具類ハ使用後所定ノ場所ニ整備保管シ散逸セザル様注意スルコト
- 第十三條 機械ニ故障ヲ生ジ又ハ操縦ニ基因シ事故ヲ惹起シタルトキハ直ニ其ノ旨驛長ニ報告シ其ノ指示ヲ俟ツベシ
- 第十四條 機械ハ他ノ貨主ノ使用ヲ妨ゲザル様敏活ニ操縦スベシ
- 第十五條 機械ノ使用ヲ了リタルトキハ直ニ其ノ旨驛長ニ報告シ其ノ點検ヲ受クベシ

運轉取扱心得

(抜萃) 大一三、一三二

第一條 列車又ハ車輛ノ運轉ニ關シテハ別段ノ定アルモノヲ除クノ外本心得ニ依ルベシ
貨物運送ノミヲ爲ス區間ノ運轉ニ關シテハ承認ヲ得テ本心得ニ依ラザルコトヲ得

第二條 本心得ノ用語ハ次ノ例ニ依ル

- 一 列車トハ停車場外ノ本線路ヲ通行スルノ目的ヲ以テ仕立タル車輛又ハ車輛列ヲ謂フ
- 二 本線路トハ列車ノ運轉ニ常用スル線路ヲ謂ヒ側線トハ本線路ニ非ザル線路ヲ謂フ

(三、四略)

五 緊急車トハ手用制動機ヲ備フル客車又ハ貨車ヲ謂フ

(六以下略)

第九條 列車(軍用ニ専用スル列車ヲ除ク)中貨車ハ客車(廻送ノモノヲ除ク)ノ中間ニ之ヲ連結スルコトヲ得シ有蓋緩急車ヲ荷物車ニ代用スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 列車ヲ組成スルニハ成ルベク途中停車場ニ於テ車輛ノ解結ニ手數ヲ省クベキ順序ニ連結スベシ

第十三條 火薬類積載貨車ハ旅客列車又ハ混合列車ニ之ヲ連結スルコトヲ得ズ

火薬類積載貨車ハ他ノ貨物積載貨車ト同一列車ニ之ヲ連結スルトキハ十四軸ヲ超ユルコトヲ得ズ

火薬類積載貨車ノ前後ニハ各四軸以上ノ空車ヲ連結スベシ但シ不燃質物ヲ積載シタル無蓋ノ貨車若ハ發火ノ虞ナク且燃燒シ易力

ラザル貨物ヲ積載シタル有蓋ノ貨車ヲ以テ空車ニ代フルコトヲ得

前三項ハ「火薬乙」ノ標札ヲ掲ゲタル火薬類積載貨車ヲ連結スル場合ニハ之ヲ適用セズ(第五條第一號參照)

註 危險品ヲ積載シタル貨車並棉花、檳榔、木炭、藁、枯草等ノ貨物ヲ積載シタル無蓋ノ貨車ヲ一般貨物ヲ積載シタル貨車

(附添人ヲ附シタルモノヲ除ク)ハ空車ニ代ヘ火薬類積載貨車ノ前後ニ連結スルコトヲ得ルモノナリ

第十四條 壓縮瓦斯及液化瓦斯ヲ積載シタル貨車ハ旅客列車又ハ混合列車ニ之ヲ連結スルコトヲ得ズ但シアセチリン瓦斯及壓縮水

素瓦斯以外ノ小口投遞物ノモノヲ積載シタル貨車及タンク車ハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 左ノ貨物積載貨車ハ旅客列車又ハ混合列車ニ連結スル場合ハ旅客ノ乗用ニ供スル車輛ヨリ四軸以上ヲ隔ツベシ

一 「火薬乙」ノ標札ヲ掲ゲタルモノ

二 アセチリン瓦斯及壓縮水素瓦斯以外ノ小口投及遞物ニ依ル壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯

三 火薬類、壓縮瓦斯及液化瓦斯以外ノ貨物ニシテ發火又ハ爆發ノ虞アルモノ但シタンク車ニ積載シタデモノ、小口投及遞物ノ

モノハ此ノ限ニ在ラズ

註 引火ノ虞アル貨物ヲ積載シタル無蓋貨車ハ成ルベク旅客ノ乗用ニ供スル車輛ヨリ隔離シテ連結スルモノトス

第十六條 左ノ貨物積載貨車ハ機關車ノ直前又ハ直後ニ之ヲ連結スルコトヲ得ズ

一 前條第一號及第三號ニ掲ゲルモノ

二 壓縮瓦斯及液化瓦斯但シタンク車ヲ除ク

第十七條 第十三條乃至第十五條ノ規定ハ軍用ニ専用スル列車ニ之ヲ適用セズ

第十二條 車輛ハ之ヲ列車ト爲スニ非ザレバ停車場外ノ本線路ヲ運轉スルコトヲ得ズ但シ入換ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

註 停車場内外ノ境界ハ左ノ如シ

一 停車場區域標ノ設アル場合

停車場區域標

二 停車場區域標ノ設ナキ場合

イ 單線區間ニ在リテハ場内信號機

ロ 複線區間ニ在リテハ列車進入ノ方面ハ場内信號機、退出ノ方面ハ出發信號機又出發信號機ノ外方ニ轉轍器ノ設アルトキ

ハ反對線路ノ場内信號機

第五十六條 止ムコトヲ得ザル場合ヲ除クノ外進入列車ヲ停車場外ニ停止セシメテ入換ヲ爲スコトヲ得ズ

第五十八條 本線路ヲ支障シテ車輛ノ手押入換ヲ爲ス場合ハ駆長又ハ操車掛其ノ他ノ適任者之ヲ監視スベシ

第六十二條 左ノ車輛ハ突放入換ヲ爲スコトヲ得ズ但シ第三號ノ車輛ヲ坂阜線ニ於テ入換スル場合之ニ制動機ノ取扱者ヲ乗込マシ

ムルトキハ車輛ノ重力ヲ利用シテ入換スルコトヲ得

一 旅客ノ乗込ミタル車輛

二 火薬類ヲ積載シタル車輛

三 突放禁止ノ表示アル車輛

前項ノ車輛アル線路ニ於テハ其ノ方向ニ他ノ車輛ヲ突放スルコトヲ得ズ但シ之ニ激動ヲ興フル虞ナキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十四條 本線路ニ停止中ノ車輛ハ相互ニ之ヲ連絡シ且制動機ヲ緊締シ専必要ニ應ジ歟止ヲ爲シ置クベシ

第七十五條 側線ニ停止中ノ車輛ニシテ本線路ニ逸出シ又ハ之ヲ支障スル虞アル場合ハ不測ノ轉動ニ對スル防備ヲ爲シ置クベシ

第二百二十一條 暴風雨ノ場合驛長ハ左ノ各號ニ依リ取扱フベシ

一 (略)

二 空車及輕量ニシテ巨大ナル貨物積載貨車ハ成ルベク連結セザルコト

三 留置セル車輛ハ嚴重ニ轉動防止ノ手配ヲ爲スコト

第二百二十七條 車輛脱線又ハ線路破損等ノ事故アリタル場合ハ左ノ係員ノ検査ヲ經ルニ非ザレバ該車輛又ハ線路ハ列車運轉ノ爲ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

車輛ニ在リテハ機關區長、電車區長、檢車區長又ハ區長ノ命ジタル者線路ニ在リテハ保線區長、電力區長、通信區長又ハ區長ノ命ジタル者

第二百三十六條 車輛ハ運轉ニ先チ側面又ハ底部ノ扉ヲ閉鎖スベシ但シ車扉ノ外方ニ開カザルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二百三十七條 車輪止ハ所屬線内ニ車輛ヲ留置シアル場合ハ閉鎖シ然ラザル場合ハ開放シ置クベシ

鎖錠ノ裝置アル車輪止ハ之ヲ閉銷シアル間ハ鎖錠シ其ノ鍵ハ驛長ニ於テ保管スベシ

運轉取扱心得細則

(抜萃) 昭五、六

第七條 混合列車ハ貨車ヲ客車ノ前部ニ連結スルヲ通例トス但シ貨車ヲ客車ノ後部ニ連結シ又ハ客車ヲ貨車ノ中間ニ連結スル必要アル場合ハ運輸事務所長ニ於テ其ノ取扱ヲ爲サシムルコトヲ得

第九條ノ二 軌條又ハ木材ヲ積載セル無蓋貨車ヲ旅客ノ乗込メル客車ノ直後ニ連結スル場合ハ空車又ハ其ノ他ノ貨物積載貨車一輛以上ヲ介在セシムベシ但シ左記各號ノ一二該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 無蓋車中側板ヨリ上部ニ出デザル範圍内ニ積載シタルトキ

- 二 蒸氣動車ニ連結スルトキ
- 第三十九條ノ四 ロコモチブ起重機ハ左記各號ノ條件ヲ具備スル作業ヲ爲ス場合ニ限リ之ヲ入換機關車ニ代用スルコトヲ得
一 ロコモチブ起重機ニ依リ積卸作業ヲ爲ス貨車ナルトキ
- 二 連結車數ハ換算十輛以内ナルコト
- 三 運轉速度ハ一時間ニ付三糠以内ナルコト
- 四 突放入換ナラザルコト

貨車ノ標記自重ト實際自重相違ノモノ取扱方

大四、四
達運二〇二

貨車ノ標記自重ガ實際自重ト相違スルモノハ自今左記ニ據リ訂正スベシ

記

- 一 計重臺ノ設備アル驛ニ於テ到著貨物検査ノ際貨車ノ標記自重ガ實際自重ト〇・一二噸以上ノ相違アルコトヲ發見シタルトキハ當該驛長ハ其所在區長ニ通知スルコト
- 二 區長ハ前項ノ通知ヲ受ケタル時ハ直ニ立會検査ノ上相違セルコトヲ確メ自重訂正ノ手配ヲナスベシ但入場ヲ要スルモノハ工場所在地以外ノ區ニアリテハ現車廻送ノ際白票又工場所在區ニアリテハ現車入場ノ際第一號表ニ自重相違ノ旨ヲ記入スルコト
- 三 區長ハ自重ヲ訂正シタル時若クハ之レガ爲メ入場ノ手配ヲナシタル時ハ左記様式ニ據リ其都度運轉部客貨車課へ報告スベシ
(貨車自重訂正報告様式省略)

貨物積載ノ儘仕立検査施行シ得ル貨車指定

運一七八、四三

昭和四年十月達第七八二號客貨車検査取扱心得第三條但書ニ該當スル車輛ハ左記ノ通ト御了知相成度

記

- 一 瓦斯槽車
- 二 水槽車
- 三 無蓋車（木材等積載ノ場合ニハ側板、棟板及床板等ヲ容易ニ検査及修理シ得ルモノ）
追テ修繕程度大ニシテ荷物積替ヲ要スルモノハ施行セザルコト

停車場構内ニ於ケル塵芥掃除及炭滓取捨 擔當方

（拔萃） 大一二、九
札達甲 三四七

停車場構内ニ於ケル塵芥ノ掃除及炭滓取捨ニ關シテハ左記ニ依リ取扱フベシ

- 一 左記ノ箇所ヨリ生ズル塵芥ノ掃除ハ驛長之ヲ擔當ス
- 二 旅客乗降場及貨物積卸並貨物搬出入用廣場
- 三 停車場所屬廳舍、詰所及停車場前廣場並停車場附屬建物附近一切

（以下略）

塵芥及炭滓取捨ニ要スル經費負擔方

昭四、九
札經主二二七四

停車場構内其ノ他ニ於ケル塵芥及炭滓ハ發生箇所（若クハ其系統）ニ於テ取捨シ之ニ要スル經費ハ各主管箇所ノ負擔トシ所屬當該科目ニテ支辨ノコトニ決定相成候

客貨車掃除心得

（拔萃） 昭二、一
札一〇三六

第十四條 貨車ノ掃除ヲ分チテ左ノ二種トス

一小掃除

二大掃除

第十五條 小掃除ハ貨車到著驛ニ於テ荷卸シヲ爲シタル後當該驛之ヲ行フベシ但シタンク車、雪櫃車、石炭車及折返シ運用スル工事用貨車ハ此ノ限ニ非ラズ

列車ニ組成セル車掌車、有蓋緩急車、無蓋緩急車ニ付テハ當該列車ノ終著驛又ハ當該緩急車ノ解放驛ヲ到著驛ト看做ス

到著驛ニ於テ荷卸シヲ爲サザル緩急車ニ在リテハ車掌室ニ就テノミ小掃除ヲ行フベシ

第十六條 貨車ノ小掃除要領ハ左ノ各號ニ依ル但シ車掌車ノ小掃除ハ客車ノ小掃除要領ニ準據スルモノトス

一 車内ノ塵埃、泥及汚物ヲ掃き出スコト

二 車内ノ甚シク汚レタルモノハ必要ニ應ジ洗フコト

三 窓硝子ノ汚レヲ拭キ取ルコト

第十七條 大掃除ハ車掌車、有蓋緩急車、冷藏車、活魚車、家畜車、豚積車及省工事用貨車ニ就キ左記ニ依リ之ヲ行フベシ
車種 施行時期 施行場所
車掌車、有蓋緩急車 仕立検査施行ノ都度

庫所

活魚車、豚積車

常備驛ニ歸著ノ都度

常備驛（特ニ指定シタルモノヲ除外）

冷蔵車

鐵道局長ノ指定シタル驛ニ到著ノ都度

到著驛（車體外部ヲ除外）

家畜車

鐵道局長ノ指定シタル驛ニ到著ノ都度

到著驛

省工事用ニ使用ノ貨車

使用終リタルトキ

前項ノ貨車ニシテ一般検査及車體内部修繕ノ爲入場シタルトキハ大掃除ヲ行ヒタル上出場セシムベシ

第十八條

貨車ノ大掃除要領ハ左ノ各號ニ依ル但シ車掌車ノ大掃除ハ客車ノ大掃除要領ニ準據スルモノトス

一（略）

二 冷藏車及省工事用貨車ノ大掃除

イ 車内ノ塵埃、泥、汚物ヲ掃キ出シ側板及床板ヲ洗フコト

ロ 冷藏車排水管ノ蓋ヲ開放シ水槽及排水管ニ填リタル塵埃、泥、汚物ヲ取除キタル上蓋ヲ閉塞シ置クコト

ハ 冷藏車内格子型臺ハ之ヲ取外シタル上ヨリ洗ヒ成ルベク乾スコト

ニ 冷藏車車體外部ハ清水又ハ微温湯ニテ流シ刷毛又ハ柔キ雑巾ノ類ニテ拭ヒ尙必要ニ應ジ蘇酸水溶液等ヲ用ヒテ洗フコト

第三條 大掃除ハ洗滌線ニ於テ之ヲ行フベシ但シ洗滌線ノ設備ナキ箇所ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

専任ノ驛長ナキ驛ニ於ケル證明書、謄本等 發行ノ場合ノ發行者名記載方ニ就テ

注昭七、三
意三

専任ノ驛長ナク他ノ驛長ガ管理スル驛ニ於テ證明書、謄本等ヲ發行スル場合ノ發行者名記載方ハ左記例ニ依ルベキモノニ付注意ヲ

要ス

記

美唄驛長管理ノ南美唄驛ニ於ケル發行者名記載方

「南美唄驛管理美唄驛長」

參照

昭和五年三月貨物情報附錄貨物運送規則運賃等級質疑應答

摘要要

第十九條ノ項

問ノ九 引換證ノ發行驛ニ専任ノ驛長ナク他ノ驛長ニ於テ管理スル場合ノ發行者名ノ記載方如何

答 發行者ヲ管理驛長トシ之ニ發行驛（被管理驛）トノ關係ヲ附記スルコト

例ヘバ發行驛（被管理驛）ガ甲驛ニシテ管理驛長ガ乙驛ノ驛長ナルトキハ發行者名ヲ「甲驛管理乙驛長何某」トスルガ如シ

鐵道局長專決事項

（抜萃）

達昭二二、一一

第一條 局長ハ別ニ定ムルモノノ外左ノ事項ヲ專決施行スルコトヲ得

十 講習會講師ノ委嘱及解説ヲ爲スコト

十八 一件ニ付總額五千圓以内ノ慰藉金ノ贈與、損害賠償ノ徵收又ハ支拂ヲ爲スコト但シ慰藉金ハ一人ニ付、損害賠償ノ徵收又ハ支拂ハ一日ニ付二千圓ヲ超ユルトキハ此ノ限ニ在ラズ

二十三 鐵道營業法違反其ノ他業務上ノ被害事件ニ付告訴ヲ爲シ並ニ附帶私訴ヲ提起シ又ハ棄棄スルコト

二十四 訴訟物價額五千圓以内ノ民事事件ニ付訴訟行為ヲ爲スコト但シ法律上疑義アルモノ及上告審ヲ除ク

二十五 前二號ノ場合ニ大臣名ヲ以テ國ヲ代表シ訴訟行為ヲ爲ス官吏ヲ指定スルコト

二十六 主管事務ニ付官報又ハ新聞雜誌等ニ廣告スルコト

三十 時限リ連帶運輸ヲ爲スコト

三十四 運賃及料金ノ後拂並ニ荷物運賃及料金ノ豫納ヲ許否スルコト

三十五 手小荷物ノ集配契約及貨物ノ積卸、貨車手押ノ請負契約ヲ爲スコト

四十五 車輛、材料、器具機械類ヲ一時限リ貸渡スルコト

第二條 局長ハ專決施行ニ屬スル事項ト雖モ重要ナルモノ又ハ異例ニ屬スルモノハ豫メ之ニ協議スルコトヲ要ス

鐵道局事務所長、工場長及出張所長 專決事項

(拔萃) 昭二二、一一

達二二、九五

第二條 運輸事務所長ハ左ノ事項ヲ專決施行スルコトヲ得

十一 保線事務所長ト協議シ左ノ事項ヲ許否スルコト

(一) 發著貨物積置上家雨覆(貯炭場ヲ除ク)ノ一箇年以内ノ設置

(二) 所定料金ニ依ル驛倉庫ノ使用並ニ發著貨物積置用空地(貯炭場ヲ除ク)ノ一箇年以内ノ使用

(三) 驛構内ニ於ケル日除箱番ノ設置

(四) 驛構内ノ除柵

(五) 郵便柱函、公衆電話ノ設置

十二 郵便掛函ノ設置及郵便物運搬用手押車ノ使用ヲ許否スルコト

十三 驛構内ニ於ケル省外建造物ニ附帶スル電話、電燈、電力ノ施設及自營電力ノ使用ヲ許否スルコト

註 建造物トハ建物及工作物ヲ謂ヒ建設物トハ建造物及機械器具ヲ謂フ

第三條 保線事務所長ハ左ノ事項ヲ專決施行スルコトヲ得

七 橋梁溝橋下ニ於ケル輕便軌道ノ假設其ノ他用地内ニ於ケル(驛構内ヲ除ク)短期間ノ施設物ノ設置ヲ許否スルコト

八 特種ノ施設ヲ要セザル鐵管、土管、電柱其ノ他之ニ類似ノ工作物ノ設置ヲ許否スルコト但シ電氣運轉區間及電力線埋設區間に於テハ運輸事務所長又ハ電力事務所長ト協議スルコト

第七條 前各條ニ比シ輕易ナル事項ニ付テハ事務所長、工場長及出張所長ニ於テ之ヲ專決施行スルコトヲ得

第八條 事務所長、工場長及出張所長ハ專決施行ニ屬スル事項ト雖モ重要ナリト認ムルモノ又ハ異例ニ屬スルモノハ特ニ局長ノ決裁ヲ經又は他所ニ關涉スルモノハ豫メ之ニ協議スルコトヲ要ス

第九條 事務所長、工場長及出張所長ハ其ノ專決施行ニ屬スル事項ノ一部ヲ局長ノ認可ヲ經テ部下ノ現場長ニ委任スルコトヲ得但シ第一條第十九號、第二十號及第二十一號ハ此ノ限りニ在ラズ

第十條 第一條乃至第七條ニ依リ事務所長、工場長及出張所長ニ於テ專決施行シタルモノハ左ノ區別ニ依リ事件ヲ類別シ之ヲ局長ニ報告スベシ

一直ニ報告スベキモノ

第三條第七號

二 一箇月分ヲ經メ翌月五日迄ニ報告スベキモノ

第二條第十一號

第三條第八號

鐵道掲示例規

(我萃)

昭二、七

第一條 本例規ニ於テ掲示トハ運輸營業上ノ必要ニ依リ驛、列車、自動車、汽船其ノ他ノ場所ニ掲タル指導標及公告表類(意匠廣告ヲ除ク)ヲ謂フ

第二條 掲示ノ文言ハ口語體ニ依ル

第六條 掲示ノ種類及其ノ様式並ニ掲出場所ハ別表第四號表ニ依ル

別表第四號表掲示ノ種類

二十五 取扱委託取次標

掲示類掲出手續

(抜萃)

昭達甲一〇、二〇六八

- 第一條 運輸業者上ノ必要ニ依リ驛ニ掲出セル掲示類ノ取扱方ハ昭和二年七月達第五七一號鐵道掲示例規(以下掲示例規ト稱ス)ニ據ルノ外本手續ニ依ルモノトス
- 第三條 臨時ニ掲出スル掲示用紙ハ左記様式ノモノヲ使用スルモノトス

様式

一掲出場所	貨物受付口附近及適當ナル場所
二掲示板	一號型
三著色	群青地ニ白文字
四運賃料金表ノ記載	認可セラレタル運賃料金ヲ記載スルコト

御取次ぎ
貨物の集貨配達積卸等の取扱委託を御希望の方には左の運送店に御取次ぎ致します尙此の場合の運賃料金は次の金額以内であります

(店舗)

鐵道省指定店 (商號) 氏名

驛長

種一 第
36.4 瓢

出掲迄日 月

白色ニ
綠色輪郭

種二 第
72.8 瓢

出掲迄日 月

白色ニ
綠色輪郭

第七條

受付時間標ノ記載例ハ左ノ通トス

貨物分類

貨物受付時間
自午前 時
至午後 時

51.5 瓢

小物所
荷物受付分

受付時間
自午前 時
至午後 時
時 分

103.0 瓢

小荷物

自午前 時
至午後 時
時 分

第八條
掲示例記第十條ニ依リ特種掲示ノ種類及其ノ様式ハ別表第二號(貨物關係ノミ)別表第二號(貨物關係ノミ)通トス

五荷物取扱所標

方面別貨物取扱所

例載記

場託受行内道.1
場託受切貨.2
場託受行州本.3
場託受扱宅.4

一掲出場所 貨物受託場
二寸法 四七瓢×三九瓢
三著色 群青地ニ白文字

十二代金支拂口標

一 换引支他代拂
二 寸法
三 著色

一 揭示場所
二 寸法
十一號型
三 著色
群青地ニ白文字

十五 到着通知不能荷物標

様式ハ旅客及荷物運送取扱細則第二百五十六條及貨物運送規則第四十條補則四ニ依ル

一 揭出場所 待合室又ハ貨物取扱所

二 寸法 二號型

三 著色 黒地ニ白文字

十六 荷主不明荷物廣告標

荷主の知れない荷物
鐵道から受取るべき荷物が著かなかつたり又は
一時預り品を其の儘受取らない御方はあります
んか。心當りの御方は驛長室で帳簿を御覽下さい。
此の荷物は六ヶ月内に権利者から受取方の
申出がないときは鐵道が其の所有權を取得する
ことになります

一 揭出場所 待合室
二 寸法 七號型
三 著色
群青地ニ白文字

貨物取扱人構内入場規程

大五、四
達三五九

第一條 本規程ニ於テ貨物取扱人ト稱スルハ停車場構内貨物庫及積卸場ニ立入り貨物ノ取扱ニ從事スル者ヲ謂フ
第二條 貨物取扱人ハ鐵道ニ關スル諸規則ヲ遵守スルノ外總テ驛長ノ指揮ニ從フベシ

トス

第三條

貨物取扱人ハ鐵道構内ニ於テ喫煙、石油類燈器ノ使用及焚火等ヲ爲スペカラズ

第四條

貨物取扱人入場中當省ニ損害ヲ及ぼシタルトキハ其ノ所屬貨主、運送店主、仲仕組長等ニ於テ之ガ賠償ノ責ニ任ズルモノトス

第五條

鐵道局長ノ指定セル驛ニ在リテハ貨物取扱人ハ本規程ニ定ムル入場鑑札ヲ携帶スルコトヲ要ス

第六條

入場鑑札ハ其ノ取扱人ノ屬スル貨主、運送店主、仲仕組長等ノ請求ニ依リ驛長之ヲ交付スルモノトス

第七條

入場鑑札ノ再交付ヲ求ムルトキハ手數料トシテ一枚ニ付金五錢ヲ納ムルモノトス

第八條

入場鑑札ハ鐵道局長ニ於テ之ヲ調製ス

トス

前項ノ入場鑑札其ノ他ハ鐵道局長ニ於テ之ヲ定ムルモノトス

荷送人ニ於テ負擔スベキ貨物積換、積直、
分載等ノ費用整理方ノ件

昭七、四
札經主一〇三一

貨物運送規則第六十五條及同第六十六條ノ規定ニ依リ荷送人ニ於テ負擔スベキ貨物ノ積換、積直、分載等ノ爲ニ要シタル費用ハ爾
今左記ニ依リ整理相成度

記

- 一 驛長ニ於テ荷送人負擔ニ屬スル貨物積換、積直、分載其ノ作業ヲ爲シタルトキハ作業終了後直ニ仕業者ヨリ料金請求書ヲ提出セシメ審査ノ上餘白ニ「仕業月日並費用ハ何驛發荷主負擔」ト朱書シ認印ノ上所管運輸事務所ニ送付スルコト
- 二 連輸事務所ニ於テ前項ノ請求書ヲ受ケタルトキハ左記ニ依リ處理スルコト
- イ 歲出科目（目）運輸費（節）驛務費（細節）荷物積卸料ノ支拂要求書ヲ發行シ支拂ノ手續ヲ爲スコト
- ロ 發驛ガ省線ナルトキハ料金徵收通知書（第一號様式）ヲ當該發驛ニ送付ス
- ハ 發驛ニ於テハ該通知書ニ依リ歲入科目（目）雜入（節）雜收ノ諸料金切符ヲ以テ荷送人ヨリ直收入ノ扱ヲ爲シタル上收入
濟通知書ヲ取扱運輸事務所ニ送付スルコト

ハ 発驛ガ連帶線ナルトキハ料金支拂額通知書（第二號様式）ヲ當該連帶線發驛ニ送付スルコト
ニ 運輸事務所ハ前記（ロ）ニ依リ發驛ヨリ收入済通知ヲ受ケタルトキハ其ノ支拂金額ト照合シ收入ノ完否ヲ確認シ置クコト

三 發驛ガ連帶線ナルトキハ運輸事務所ハ連帶相互計算資料トシテ連帶線荷主負擔支拂額報告書（第二號様式ニ準ズ）ヲ作成シ
經理部調査課ニ送付スルコト

（様式略）

手車自重ニ關スル件

昭六、三八二
札經主

驛用手車（本省式鐵製三輪車）ハ荷積ノ儘検量スル爲自重ヲ六〇匁ニ作製シアルモノニ付修繕ノ場合ニ於テモ右ニ據
ル儀ト了知置相成度

追テ自重不足ノ際ノ加重ハ心棒ニ適宜金具ヲ緊縛セシムルコト

不許	編纂者	貨物業務研究會
複製	印刷者兼	札幌鐵道局運輸部貨物課内
	小笠原榮治	札幌市北一條西二丁目
發行所	印刷所	札幌市北一條西二丁目
札幌市北一條西二丁目	札幌印刷株式會社	札幌印刷株式會社
出 版 部		

昭和十四年六月廿五日印刷
昭和十四年六月三十日發行

終

